

1. 件名:大飯発電所3、4号炉長期施設管理計画認可申請に関する事業者ヒアリング

2. 日時:令和6年1月11日(木) 10時00分～12時30分

3. 場所:原子力規制庁 9階 B 会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

塚部安全規制調整官、岡本上席安全審査官、雨夜上席安全審査官、藤川安全審査官、

市川安全審査専門職、今田審査チーム員、鈴木技術参与

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

皆川主任技術研究調査官※、池田技術研究調査官※

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー 他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

・大飯発電所3、4号炉 長期施設管理計画認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:11	原子力規制庁の今田です。それではヒアリングを始めさせていただきます。
0:00:18	SE。
0:00:24	綾伊井です。
0:00:26	規制庁岡元です。では本日のヒアリングの内容でございますが、初めに、事業者より申請概要の説明。
0:00:37	初回の審査会合向けの概要説明資料をご準備いただいておりますので、その説明をお願いします。そのあと引き続いて規制庁がより、今後の進め方たですとか、
0:00:51	あと申請内容に対する確認を行いたいと思います。具体的に申しますと、本日こちらからお話ししたいと思っている内容は、
0:01:01	一つは計画の期間のお話、あとは二つ目としては審査会合の進め方、ご準備いただいている会合資料について、
0:01:12	三つ目が、今回の申請の内容そのものにつきまして、書き方も含めてお話をさせていただきたいと思います。
0:01:22	ということで、まずは資料の説明をお願いいたします。
0:01:29	はい関西電力の深山でございますそうでしたらですね、お手元にあると思います大飯 34 号炉の長期施設管理計画認可申請で申請させていただきました内容につきまして、
0:01:42	お手元の概要説明資料パワポの資料を用いまして概要の方説明させていただきます。
0:01:48	1枚めくっていただきまして目次になります概要と体制それから、運転系運転経験とか最新知見の確認の話、それから長期施設管理計画の内容につきまして、
0:02:01	資料に基づきまして順次説明の方させていただこうと思います。
0:02:06	2 ページ目になります。
0:02:09	今回申請させていただきましたのは、19 素案に基づきまして、長期施設管理計画を策定いたしました大井の 34 号炉につきまして策定いたしましたので、
0:02:22	頭を長期施設管理計画認可申請をさせていただいております。
0:02:29	申請の概要ですけれども、長期施設管理計画につきましては期間とかこれガイドですかね、直接管理計画のガイドに基づきまして記載の内容を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	資料にありますように 1 から 6 まで、期間とか、劣化評価の方法及びその結果、劣化を管理するために必要な措置等々、衛藤ナカ記載した、しまして、
0:02:58	それから添付資料につきましても 1 から 5 まで、通常日で、通常劣化点検及び特別点検の方法その結果に関する説明書等、
0:03:09	劣化評価の方法、欠陥の詳細に関する説明書、それから劣化の管理するために必要な措置の説明書ですね。
0:03:19	それから技術の技術の旧式化大田事由により、
0:03:27	当発電所に支障が生じることを要望するための措置に関する説明書
0:03:34	それから品質マネジメントに関する説明書ということで、五つ記載を、添付資料をさせていただいております。
0:03:45	次のページお願いいたします 3 ページ目です。大飯 34 号の概要になります。内容につきましては特に読み上げませんけれども、
0:03:55	主要な仕様とそれから設置とカトウいただいております主な経緯、それから高経年化技術評価これ 30 年目の評価になりますけれども 3 号炉 4 号炉ともに、
0:04:08	申請させていただいておりますのでこの認可いただいておりますのでそれぞれの認可立法につきまして整理してございます。
0:04:16	4 ページ目からになります。長期施設管理計画策定の体制ということで、
0:04:27	長期施設管理計画を今回作成しておりますのは技術評価の部分につきましてははですね、先ほどちょっとご説明しましたけれども、30 年目の高経年化技術評価結果を活用して策定しております。
0:04:41	けれども、今回ですね長期施設管理計画の策定をその形にするためにですね、体制を構築いたしまして評価の方を次評価というか、
0:04:51	運営と策定を行っております。
0:04:55	策定の体制自体はですね高経年化技術評価と同様でございまして、原子力事業本部の発電部門統括を総括責任者といたしまして、
0:05:07	取りまとめというか全体の策定は原子力事業本部、保全計画グループの方でさせていただいております、非常に応じまして発電所の
0:05:18	分も組み入れまして、体制を構築してございます。
0:05:24	それから今回余長季節管理計画を策定するに当たりましてはですね、今年の 10 月 17 日に手順書とかですね実施計画を策定いたしまして、長期施設管理計画のための
0:05:37	手順書を計画を策定いたしまして、対応を行ってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	次のページお願いいたします 5 ページ目になります。運転経験及び最新知見の確認ということで、先ほどもご説明しましたが、基本的な技術評価の部分は、30 年目の高経年理事評価を参考に、
0:06:00	整理させていただいてるんですけども、今回長期施設管理計画を策定するまでにはですね 4 号炉で約 1 年、3 号炉はその 1 年前に認可いただいておりますので約 2 年、
0:06:12	ブランクといいますか、時間的な経緯がござい経過がございしますので、その間に取り組まないといけない、運転経験とか最新知見がないかというのは、高経年化技術評価の手順と同様に、
0:06:26	抽出といたしまして評価の反映の要否というかを確認してございます。
0:06:34	うん。国内の運転経験原子カライブラリ、原子、ニューシャですかね、ライブラリにおいて公開されてるトラブル情報とか保全品質情報、
0:06:45	国外の所、運転経験につきましてもGenericLetterとかインフォメーションノーツ等を活用して整理しております。また最新知見につきましてもですね、原子力学会の規格類、原子力学会等の規格類ですね。
0:07:01	のマーク更新状況等を確認して、するものはないかということで、下のですね、蓋、二つ大きな矢印ございますけども、
0:07:12	新たに確認した主な運転経験としましては、米国のHBロビンソンの蓋オオキの下炉心槽の損傷の件。
0:07:24	これ米国におきまして発生原因まだ調査中でございますので、その状況を随時放置している状況にございます。あと、今回の長期施設管理計画の審査基準とか記載要領というのが、
0:07:40	制定されてございますので、こちらにつきましてはそれを参考に、今回評価をさせていただいてると。
0:07:48	一番最後の一番下のですね矢印になりますけれども、1、3 号炉 2 大井の 3 号炉につきましてはですね、30 年経過以降に供用開始しております特重の設備とかですね、
0:08:01	第 3 バッテリーの蓄電池とか充電器につきましては、追加評価をさせていただいております。ちなみにですね 4 号炉につきましてはこちら特重の設備も第 3 バッテリーの関係も、評価組ということになります。
0:08:17	6 続きまして 6 ページになりますけれども、長期施設管理計画の内容でございます。先ほど記載項目として挙げておりました 6 六つの項目につきまして、各項目ごとにこういうことを記載しておりますということで整理したのになり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	長期施設管理計画の期間につきましては運転開始後 30 年を迎えた日から十年間の計画として記載してございます。
0:08:43	それから、劣化評価の二つ目でございますけれども劣化評価の方法及びその結果につきましては、30 年目の高経年化技術評価のうち長期施設管理計画に必要な劣化評価の方法及び結果等を
0:08:55	計画としてまとめて記載させていただいております。
0:09:01	それから発③番になりますけれども発電用の原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置ということで、従来の長期施設が現状保全に追加する、追加すべき保全策として抽出しておりました。
0:09:15	従来の長期施設管理方針に加えまして、現在行っております、保全活動等これ発電所で従来から実施している、継続的に実施している保全活動でございますけれども、
0:09:26	それらにつきましても、長期施設管理計画に記載の方させていただきますまして劣化管理、現状保全に加えて長期施設管理方針で
0:09:37	施設管理を実施していくということで記載整理して、させて
0:09:42	いただいております。
0:09:45	4 番目ですね技術の 9 出荷のお話ちょっと長いので、略させていただきますけれども、サプライチェーン等の管理ということで、記載もをさせていただきますいております。
0:09:56	発電所の安全運転の維持、向上を図ることを目的に、製造中心の情報の管理プログラムに基づきまして、各メーカーから製造中心情報等を収集していくと、また必要に応じ、応じてその対応ですね。
0:10:12	代替品の選定とか検証を継続的に実施していくという、今の活動につきまして整理してまとめて衛藤長期施設管理計画として記載させていただきますいております。
0:10:24	それから⑤番目ですね点検及び評価並びに措置の実施に関する基本的な方針及び目標ということで、追加すべき保全策を含め劣化管理するための現状保全も含まれますけれども、保全活動を確実に実施していくと。
0:10:41	いうこと、それから今後とも国内外の運転経験最新知見を踏まえまして、劣化評価長期施設管理計画の見直しを検討していくということにつきまして、当方針及び目標ということで記載をさせていただきます、
0:10:56	それから、最後になりますけれども、6 番目で点検及び評価並びに措置並びに措置に関わる品質マネジメントということで、原子炉施設の保安のための業務に関わります品質管理に必要な体制、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	長期施設管理計画にも、これにも提示しておりますのは、従来保安規定の方ですね、こちら当然定められまして高経年化の技術評価もですね保安規定の中にしたおっきな仕組みの中で実施してるものになるんですけれども、
0:11:28	こちらの長期施設管理方針、計画地計画にも同様の内容を記載させていただくということで対応させていただいております。
0:11:41	7 ページ目以降はですねそれらの具体的な中身について記載したものでございます。7 ページ目が一つ目の項目長期施設管理計画の期間ということで、
0:11:52	3 号炉 4 号炉プラント運転開始時期が異なりますので式がちょっと異なっておりますが、30 年目から 10 年間、
0:12:02	を設定させていただいております。
0:12:05	それから 8 ページ目、劣化評価の方法及びその結果ということで、30 年目の高経年化技術評価フィルム評価をもとに、運転経験、最新知見を踏まえまして、
0:12:19	現在行っております保全活動これ従来から行ってるものになりますけれども、確認して整理をしてございます。
0:12:27	通常点検及び劣化点検の方法及び結果ということで、一つ目でございます。
0:12:36	施設管理これ
0:12:40	は保安規定に基づく点検計画の策定にあたって保全方式を決めまして、保全方式って予防保全としましては時間、時間基準保全と。
0:12:53	上段基準問題ですかね、TBMとCBMですか。それから設備、重要度に応じますけれども事後保全を選定した上で、そのを、
0:13:05	あらかじめ点検方法とか実施頻度、点検の周期とかになりますけれども、社内標準業務決定文書により定めまして、次、点検を実施してございます。
0:13:18	それらにつきましてご説明を長期施設管理計画の中で記載させていただいております。
0:13:25	通常点検につきましては、定期事業者検査による技術的に技術上の基準に適合していることを確認しております、保全サイクルごとに、保全サイクルごとに、
0:13:37	定期事業者検査報告として点検結果等を報告させていただいていること等につきましても、整理して記載させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	それから劣化点検これ評価を行う上で必要となります点検ということで、通常体験とは異なるものでございますけれども、30年目の高経年化技術評価を実施するに当たりまして実施、
0:14:00	対応いたしました劣化点検、具体的にはですね下に書いておりますがコンクリート構造物の点検、コアボーリングしたりとかですね、評価のために実施したもの、それから照射し、非照射脆化の評価のために、
0:14:14	監視試験というのはこれ計画に基づきまして実施してございますけれども、その結果に基づく監視試験の結果と、それから破壊靱性試験結果につきましても、
0:14:27	原価点検としてその方法結果をまとめて記載させていただいております。
0:14:35	最後は現状保全を継続して、これらの電源を継続していくことによりまして長期運転のプラントの長期運転を仮定いたしましても、健全性、健全に維持することが可能との増加結果を位置づけるものになります。
0:14:55	それからですね次のページお願いいたします9ページになりますけれども劣化評価経年劣化に関する技術的な評価ということでこの高経年化PLの評価になりますけれども、
0:15:07	実施体制実施方法等の評価に関わるプロセス、評価につきましては、30年目の高経年化技術評価をもとに、プラントの運転開始後60年間これ評価期間とさせて設定させていただいておりますけれども、
0:15:22	技術評価を実施してございます。
0:15:25	なおですね二つ目のポツにありますけれども、30年目の評価を、これまでの大飯34号機につきましては住民の評価でしたので、従来はですね町営等照射脆化の将来予測を伴わない実施、実測データに基づく評価というのは、
0:15:42	これ運転期間延長の評価の時に、つまり40年目の評価の時にはですね要求され、要件があったと認識してございまして、その時はやってたんですけども30年目の大井-34号炉は30年目の評価でこれやっておりませんでしたので追加評価を実施してございます。
0:16:01	それから最新試験運転経験のところちょっとご説明しましたけれども、3号炉ニイツ大井のサンゴにつきましては、30年計画、プラント運転30年目経過以降に供用開始しました特重の設備とか、
0:16:16	第3バッテリーの説明につきまして、衛藤追加評価を実施しております。こちら先ほどご説明しましたけど4号炉につきましてはこれらの設備はAと評価済みでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:29	技術、3 ポツになりますけども技術評価の結果といたしまして、
0:16:33	長期施設管理計画の期間におきましては、
0:16:42	審査基準の評価対象事象または評価事項に対する判定基準をまずすることを確認しております。また評価の結果ですね高経年化技術評価の結果、
0:16:54	大部分機器構造物につきましては、プラン、現状の保全をですね継続していくことによりまして、プラントの健全性を維持することは可能だと。
0:17:04	いう結論終えております。また、一部の機器につきましては現状保全に加えて実施すべき項目、これ長期施設管理方針になりますけれども、これを実施する、実施することとしておりまして、計画的に実施するということで、
0:17:20	整理をさせていただいております。
0:17:24	10 ページ目、下ですね、先ほどちょっと
0:17:27	ご説明いたしましたけれども追加評価の例になります。40 年目の評価の時には実施しておりましたが 30 年目の評価と、をやっておりました。大井 3 号炉ではやっており、
0:17:42	実施しておりませんでしたので改めまして追加評価をやった。当初、照射脆化の将来予測を伴わない実測データに基づく評価という、
0:17:53	3 号炉がですね左側で図示させていただいております 4 号炉が右側にございます。
0:17:59	評価手法としましてはこれは従来、運転期間延長を実施してボランティアは同じような手法でやってございますけれども、同じようにさせていただきまして、
0:18:10	これまで監視試験によって採取した破壊靱性実測値をプロットいたしまして照射前及び大井 34 号炉でしたら 1 と 121 回から 2 回の監視試験のデータについては、
0:18:23	予測をした、Tr30 の実測値と、第 3 回の監視試験で実施、測定しましたチハラさん所の実測値の差分だけ温度をシフトさせ、温度シフトさせて、
0:18:34	図の方を
0:18:38	策定しております。
0:18:42	坂元さん、温度すシフトさせていただきまして図でいきますとですね、白丸から黒丸というのは、ちょっと移動してるかと思えますけども温度シフトさせていただきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	次に温度シフトさせ、させた破壊靱性測定データを下限包絡した形をし、直線を尺規格にも、この附属書Cに従いまして設定をしております。
0:19:11	遠く残った黒丸の中ですわね一番下にこの曲線引く上で一番下になるやつが、下限包絡したということになりますけども、そちらで線を引いて、評価をしております。
0:19:24	当庫この自営等、左側にあります実線ですわね、実線の曲線ですかね、が、経営はこれ計はイシイになりますけれども、Aとした下の方にありますK湾の京子さんこれがですわね、
0:19:39	ブランドでカトウ事象といいますか、具体的な事象、記載ございますけれども大破断LOCAとか発生したときに、
0:19:51	原子炉容器自体に生じます、応力になりますので、こちらと形は統計はイシイが接していないと、クロスしてないということで破壊人材は起こらないということを確認しております。
0:20:08	続きまして 11 ページ目になります。
0:20:15	発電用の原発の劣化を管理するために必要な措置ということで、11 ページ目と 12 ページも同じような表が衛藤記載ございますけども 11 ページ目が 3 号炉、
0:20:27	12 ページ目が 4 号炉になります。
0:20:32	これはですわね表になっておりますのは衛藤さん 10 年目の高経年化技術評価では長期施設管理方針と呼んでたものになります。
0:20:43	技術評価の結果から抽出されました現状保全に、追加すべき保全策としまして、充実されたものを記載、整理させていただいております。
0:20:59	一応ですわね監視試験のやつもちゃんと劣化試験を実施するというのを劣化を管理する必要な措置の中には、ちゃんと取り込みなさいよと入れなさいよというのがございますけれども、それらにつきましてはナンバー 1 の方で、3 号炉につきましても 4 号炉につきましても、
0:21:18	取り込みをさせていただいてこれもともあったんですけども、取り組みをさせていただいております。
0:21:27	続きまして 13 ページ目になります。
0:21:31	四つ目の項目にありますサプライチェーン等の管理に、
0:21:35	についてになります。
0:21:39	サプライチェーン等の下につきましては、当社の常連、従前から取り組みを実施しております、製造中止品に対する呉活動を、活動にですわね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:52	従来から取り組んでる活動に、現職エネルギー協議会さんのですね、ガイドラインを踏まえまして、発電し減少発電所の保全計画のインプット情報となる製造中心情報の
0:22:07	管理方法を明確にいたしまして、発電所の安全安定運転の維持向上を図ることを目的に、アンリツのためのプログラムというのを作成してございます。
0:22:19	具体的にはですね真ん中に簡単な図をお記載させており、
0:22:27	載せさせていただいておりますけれども、プラントのメーカーさんとかですね、サプライヤーさんとか、具体的なことはこれは詰め替えて当社の場合、弊社の場合でしたら三菱重工さんとかになりますし、
0:22:38	サプライヤーさんという例えば辨野メーカーさんとかですね、そういうところからこういう野瀬商品商品といいますか物につきましては、製造時、製造
0:22:49	今やもう今後作ることがなくなりますよみたいな情報を入手してそういう情報を入手したら、PWRの事業者連絡会これPWR、
0:23:01	全体でですね、フォーマットを定めておりまして、そのリストをの中に、そういう情報を入れて管理していくと。
0:23:10	それ蟹江入手した情報につきました。
0:23:17	再度の当然ですね、同じ乗務せものにつきましたもですね、
0:23:25	弊社の場合でしたら高浜ミヤマ高間大戸 3 プラント、3 サイトございますし、今でしたら、稼働中のプラントでしたら 7 プラントになりますので、それぞれ使ってるプラントとか、これはこの製品は個々のプラント使ってないよとかっていうのが、
0:23:41	情報としてはございますので、共通事項とかですね、更新範囲、適用範囲とかですね、そういうものを踏まえまして対応方針を定めまして、
0:23:52	リストとして遠い登録して、管理をしていく。
0:23:57	具体的な対応につきました発電所の方で対応を、例えばですねもう物を予備品としてたくさん持っておきましょうとかですね。
0:24:07	代替品を別のこの図ブレーカー使えなかったらA社の方が駄目になったらB社のやつがちょっと使えるんであればB社のやつを、公募を使うようにしましょう。
0:24:17	そういうことを決めましてアノと採用をしていくということにしております。
0:24:22	2 ポツになりますけども管理プログラムの評価結果ということで、こういう活動をしている部分につきまして、本プログラムはQMSに基づきまして、実施しております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:34	保全計画の策定において製造中心上取り込み、保全の有効性評価において本プローブのプログラムが有効に機能しているかを確認してごさ いまして、
0:24:45	改善点等があればブログの会社が手順見直しといった継続的な改善に つなげることでしています。
0:24:54	このプログラムは継続的に化等を活動を継続的に実施することによりま して、機器構築物の健全性を長期的に維持、
0:25:05	できるものとして判断してごさいます。
0:25:10	右肩、次のページ、14 ページでごさいます。基本的な方針及び目標と いうことで、本部に、
0:25:20	長期施設管理計画本文に記載させていただいてるものを、オオノをナカ ノ抜粋をさせていただいております。
0:25:29	大きく5 項目でごさいますけれども、現状保全を継続して追加保全とし て抽出しました長期施設管理方針を具体的な保全計画にも反映して、
0:25:40	確実に実施し、
0:25:43	現状保全長期サカイの方針に基づく保全の実績を、青線の有効性評価 のインプットに位置付けて、保全の有効性評価を通じてさらなる保全計 画の会議の
0:25:55	時か、改善に活用していくと。
0:25:58	ということが一つ目でごさいます。
0:26:01	それから中国施設管理計画の記載事項につきましては、現在の劣化材 料劣化に係る最新知見等を踏まえた後経年化技術評価に今の評価、 今の知見に基づいて評価になりますので、
0:26:15	今後とも国内国内外の運転経験最新知見設備の補修、取りかえの実 績等を情報収集いたしまして、劣化評価の見直しとか、
0:26:26	必要に応じて長期施設管理計画の見直しの検討を行って、必要な場合 につきましては長期施設管理計画の変更を行うと。
0:26:35	本当に来るんです。
0:26:37	ただ技術基準が改定される場合は速やかに技術基準に適合するように 長期、原則施設の施設管理を行うことで、最新の安全基準に適合させ るよう努めると。
0:26:50	いうことを、努めるということ、それからその場合想定する運転期間にお ける経年劣化を考慮して、適切に直接管理計画に反映することとしてご さいます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:03	それから先ほどちょっとご説明し、いたしましたけれどもサプライチェーンとの間につきましては製造中心管理プログラム、これ今活用しているものになりますけれども、に基づきまして各 2 課から等からの製造中止品情報等を収集し、
0:27:19	必要に応じて、ナリタ品の選定とか検証というのを継続的に実施していくこととしてございます。
0:27:27	それからですね最後人の話になりますけども長期運転プラントの経年劣化管理に関する技術的能力につきましては、要員に対して最新の知見、知識、技術を習得させることで医師維持、
0:27:40	運営の向上に努めていこうとはっております。
0:27:46	最後ですね、15 ページになりますけれども、品質マネジメントのシステムということで、
0:27:55	品質マネジメントシステムにつきましては冒頭でちょっとご説明いたしましたけども、本来で本来という形で、従来は保安規定の方で大きく定められているものになります。
0:28:08	中身としましては同じでございまして、原子力施設の保安のための業務に係ります、品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえて、
0:28:21	設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、劣化管理を補完する一連のプロセスを示してございます。
0:28:33	それから、構築されました引間令和面マネジメントシステムに基づいて、劣化管理を実施するというのを定めて、
0:28:44	具体的にはその下のポツになります。
0:28:49	概要につきましては以上でございまして、当日はですねこの資料には 16 ページ、参考資料として、
0:29:03	17 ページは長期スパン方針ですね。
0:29:07	3 号と 4 号炉を並べたものになります。
0:29:12	それから 18 ページ目がですね、従来の高経年化技術評価制度と、長期切管理計画の認可制動の概要間違いといいますかですね。
0:29:25	それを整理させていただいたものになります。
0:29:32	上の方ですね全般のお話でございまして今回
0:29:39	長期施設管理計画の認可制度に変わりますよということで、原子炉等規制法の改正し、伴いまして、合計値が技術評価制度っていうのは、長期施設管理計画の認可制度に変わりますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:51	江藤中身自体はですねともに運転開始 30 年から 10 年ごとに、安全上重要な設備に対して劣化進展を予測して、
0:30:01	劣化を管理するための方針を定めて、規制庁さんが認可規制庁さんの認可を受けるものであると考えております。
0:30:12	従来の制度を高経年化技術評価制度ではですね長期施設管理方針のみ、評価の結果が抽出されました、長期施設管理方針のみが認可対象であったと認識しております、
0:30:25	新制度ではですねそれらに加えて、劣化の予測評価の詳細な方法、内容に加えてサプライチェーンと先ほどご説明しましたサプライチェーン等の管理とか、
0:30:37	2 としての西部地震に対する管理方法等新たに、品質マネジメントとかもそうですけれども新たに追加した長期施設管理計画全体が認可の対象になるというふうに認識しております。
0:30:51	それから規制規制基準の適合性に関する頻度というのはこれ 40 年目の時に、今まで実施しておりましたけども 30 年目以降の 10 年ごとにそれぞれ実施されると。
0:31:03	考えております。
0:31:06	具体的にですね間違いとかちよアノ図示したというふうに考えておりますのが下にございまして左側ですね、従来の高経年化技術評価の制度、
0:31:20	3 日が新しい長期施設管理計画の認可制度ということになります。
0:31:25	高経年化技術評価等、
0:31:28	1 で記載しておりますけども、評価自体はですね同じでございまして、
0:31:33	抽出しその評価の結果として、現状保全に追加すべき保全策として抽出されました長期施設管理方針、それをですね本規定の中に取り認可す、認可されたものを保安規定の中に取り込みまして、
0:31:48	十年間で実施していくということにしたものと、ものです。ですね、
0:31:57	ほぼちよつとご説明しましたけども、品質マネジメントシステムとかですね、施設管理の実施方針とか管理のための目標につきましては、従来から保安規定の中では記載されていたものになります。
0:32:15	今回ですね長期施設管理計画の認可制度ではですね、その
0:32:22	長木下様
0:32:25	今日、従来は長期施設管理方針の中で書いておりました 1010 年間の期間とかですねそれを長期施設管理計画の期間という形で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:36	ちょっとお出ししたわけではないんですけども、整理をさせていただいて記載していますし、
0:32:47	評価の結果として抽出されました長期施設管理方針が 2 番になりますけれどもそれに加えてそれを抽出するための評価のですね、及びその結果につきましても、具体的に記載をさせていただいております。
0:33:03	それからサプライチェーンが 4 番目になりますけれどもサプライチェーンとの間につきましても、今回、長期施設管理計画で明確に記載したものになります。
0:33:13	それから 4 番目 5 番目になりますけれども、じゃ、5 番目か 5 番目 6 番目か。
0:33:21	5 番目 4 番目も 5 番目ですか、劣化管理すぐかかる方針及び目標、それから、品質マネジメントシステムにつきましては、ホームページは施設管理の全般に関するものでしたので、劣化管理、
0:33:36	に関するもので見直したものを整理させて記載させていただいております。
0:33:47	非常に走らせていただきましたけれども、概要の説明パワポに従いましてご説明させていただきました。以上になります。
0:33:59	規制庁岡元です。ご説明ありがとうございました。では、質疑の方に入りたいと思います。冒頭に申し上げた通り、まずは計画の始期のお話をする必要があるという認識です。
0:34:15	こちらの認識を申し上げますと、改正法付則の要求事項として、計画の期間の始期については、第 4 号施行日からと、明記されてます。
0:34:28	それに照らせば、現行申請の内容はですね、法令の求めるところに寄っていないと、我々はこのように認識しています。
0:34:38	まず議論の前提として、現時点においてこの点は、皆さんも同様の認識を持っていただいているということによろしいでしょうか。
0:34:52	関西電力の深山でございます。おっしゃっておられるのは原子炉等規制法の
0:35:04	付則くうの第 4 条の 2 のお話。はい。はい。ここにそう書いてあるというのはおっしゃる通りだと。
0:35:18	認識しております。で、
0:35:22	多分ご指摘なのは我々はですね長期で申請させていただきました今回の新長期施設管理計画の中ではですね、フィールド評価を実施した要は 30 年目を式に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:36	さしていただいているところがちょっと違うんじゃないかというご指摘かなあとは思っております。
0:35:45	規制庁岡本です。その通りですよ。だって新制度は、4号施行日から始まるわけですから。
0:35:54	はい。
0:35:57	そう。そういうことなのかなと。
0:36:01	今回、今回というかご指摘をいただいておりますので、大変申し訳ないんですけども、
0:36:10	ここは認可を受けなければならない期間となっておりますので、我々申請させていただいて認可いただくのはそこからということになるのかなあと考えておりました。
0:36:25	規制庁オカモトです。今のご説明ってちょっと理解できなくて、
0:36:31	2、申請に対して認可するわけですよ。印可しちゃったら、法の定めによらない式から認可したことになってしまうと思うんですが、そんなことができる。
0:36:44	なぜお考えなんでしょう。
0:36:48	関西電力岩崎でございます
0:36:52	ご指摘の通りだと考えておりましたちょっと、
0:36:56	我々の会社、法的な会社が多かった。
0:36:59	正しくはなかったかと思うんですけども、我々ちょっと考えておりましたのは今回の長期施設管理計画っていうのは、劣化評価等につきましては認可済みのPLM評価を活用して基づくものとしておりましたのでその期間は大井3号機であれば
0:37:18	2021年の12月18日から31年17日までの十年間としていることで、
0:37:29	後からそれを前提に策定、我々が策定した長期施設管理計画としてはその期間を前提として、
0:37:39	いるというのがまず前提としてありましてそれ一方でご指摘の通り、付則第4条で、第4号から40人までの日ですよというふうに記載されておまして、
0:37:53	これにつきましてはちょっと解釈が間違ってたかもしれませんが我々が策定した期間のうち認可を受けるも、
0:38:04	もう受けなければならないものの期間がこうであるということなんで、
0:38:13	当社が策定した期間のうち、
0:38:17	施行日から40年までの間が認可期間になるというふうに整理して

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	法的にそういう解釈でいけるのかなというふうなところで、ちょっと誤った理解をしていたというところでございます。
0:38:48	はあ。
0:38:48	それはもう、
0:38:55	規制庁岡元です。ですね。
0:39:02	もうご理解いただいていると思うんですけど、
0:39:07	認可を、
0:39:09	付則第4条第2項はですね、認可を受けなければならない期間はっていうことで、これ皆さんに対して求めているものと、
0:39:19	いうふうにご理解いただく必要があります。
0:39:25	ね、記録申請いただいて、ある期間に対して認可する。
0:39:30	みたいなことは基本できなくて、委員会は、ご認識のほうですけど、法令の定めるところによって与えられた権限裁量の範囲内で、
0:39:41	業務を行っているんであって、何でも好きなようにできるわけではないということで、申請に対して取り得る選択肢は二つしかなくて、認可基準に適合していると判断して、
0:39:54	全体を丸ごと処分するか、処分しないかですので、そのように理解していただく必要がありますと。
0:40:03	今述べられたことが、事実であれば、そのように説明される会合ですね、
0:40:12	ことは拒まないんですけど、今法令の理解が不足しているという疑義が生じているわけで、
0:40:21	さらに懸念を深めてしまうんじゃないかなというところはちょっと個人的には懸念します。
0:40:29	江藤、ちょっと本件も少しだけ確認を続けますが一般論として、なぜ法律の通りやらないんですかというクエスチョンに対する答えとしては、基本、三つのパターン。
0:40:44	の答えしかないと思ってまして、一つ目は、知らなかった、忘れていたというもの。
0:40:51	二つ目は、知っていたけど、誤って解釈しちゃいましたというもの。三つ目は、知ってて、正しく解釈していたけれど、
0:41:01	何らかの理由によって、故意に守らなかったというものになりますけれど、今回、会合でご確認したとすれば皆さん、どのパターンだと。
0:41:15	いうご認識なんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:18	すいません関西電力深山でございます。今のパターンでいきましたら2番ということになるかなと。
0:41:25	思います。
0:41:29	はい。規制庁岡元です。本件法に則ってないということで、会合で指摘せざるをえなくて、そのときには、
0:41:39	その原因等ご確認する必要がありますので、ご回答ができるように、紙に書けということではないんですけど、準備はお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
0:41:54	関西電力深山でございます承知いたしました。
0:42:06	規制庁オカモトです。では、
0:42:10	本件はここまでとして、次のアイテムに移りますが、次お話ししたいのは審査会合の進め方ということでございます。で、
0:42:20	初回の会合については、2月上旬を予定しておりますので、そこでは通常通り、事業者の概要説明を受けまして、今後の進め方ですとか、重点的に説明を求める事項、現時点での気づき事項等をお伝えしたいと思っております。
0:42:39	ここで1点ご相談なんですけれども、事務局ベースでお伝えしていると思っておりますが、
0:42:49	あ、すいません、ちょっと大牧くださいねで、概要説明に引き続いてはです、ね、昨年11月8日の委員会方針、皆さん見ていただいていると思いますが、
0:43:02	もう少し詳しい説明としてですね、既認可からの差分ですね、具体的に言いますと、既認可以降の最新知見とその反映状況。
0:43:14	もう一つが評価対象機器の更新状況。
0:43:18	もう一つはその変更した方法なり、対象機器に対して、劣化法評価をやって、0という結果が出ましたよと。
0:43:31	いうこと、この金融機関からの差分について、詳細説明をしていただく必要があると思っております。あとはですね、
0:43:42	従来にない追加要求事項ですね、これも委員会資料に書いてありますが、サプライチェーンの部分と、品、
0:43:51	表の部分については、詳細説明をいただく必要があると思っております。すいません、ちょっと先ほど先走って言ってしまいましたが、
0:44:02	相談したかったのはですね、初回会合で、既認可からの差分の部分について、詳細説明はできますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:13	というところを、ご確認したくてですね、一連に事務局ベースでもお伝えしていたと思いますが、この点はいかがでしょうか。
0:44:26	関西電力深山でございます。ですね、ちょっと大変申し訳ないんですけど、ちょっとブツブツ切れるところがありまして、ちょっと確認なんですけれども、近隣課制度からの差分というのは、
0:44:40	評価、最新知見の反映状況と、それから評価対象節で更新状況、今回の場合節でしたら3号機、
0:44:53	でしたら特重が入ったりとか、そういう話かなと。あと表、それらにつきましては評価して、その評価結果の概要がわかるようなもの。
0:45:03	ということ等でよろしいですか。
0:45:07	すいません。聞き取りづらいところがありまして申し訳ありませんアノオカモトです。聞き取りづらいところがあればもう即時言っていただければと思います。
0:45:17	今のご確認に対する答えというのは基本、イエスですと。ただ、もうちょっと細かく言いますと、最新知見の反映状況ということで、まず、最新知見として増えたものは何ですかということと、
0:45:33	それが評価に反映されましたか、されましたということであれば、どのように反映されましたかと、いうことになります。
0:45:44	二つ目の対象機器の更新状況というのは、ご理解の通りで、A3の劣化評価の結果につき、つきましては、評価方法が変わったもの、
0:45:56	対象機器が増えたもの、金額から違うものについて、ちゃんと基準適合性を確認されたというところをご説明いただくという趣旨になります。
0:46:11	すいません関西電力岩崎でございます今おっしゃっていただいたうち、初回の会合ではまず概要説明、今回説明した概要説明資料と、
0:46:25	あと差分とおっしゃられてましたんで、評価対象の更新とか、劣化評価の、
0:46:34	違いとか、そこまでではいけないというところでもいいんでしょうかそれともそこも含めて差分という扱いで、
0:46:44	説明、
0:46:47	をやるということになるんでしょうか。規制庁岡本です。できますかというご相談です。
0:46:59	それからですね初回会合は2月上旬ということでもよろしいですかね。
0:47:09	あ、すいません関西電力深山でございます。
0:47:15	あれ、聞こえてない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:17	すいません。関西電力の深山でございます聞こえてますでしょうか。はい。聞こえております。はい。上旬ということで想定をしております。
0:47:31	それに対して、間に合いますかと、いうことをお尋ねしていると、必ずせねばならないと言ってるわけではないということです。
0:47:44	今日ちょっと行けます。
0:47:54	ほぼ1ヶ月あるということかなと思っておりますので、
0:48:03	ご準備にできるように、
0:48:05	対応したいと思っております。
0:48:09	規制庁オカモトです。ありがとうございます。では、ちょっと進捗を見ながら、そこまで初回会合にやるかどうかは、今後ご相談させていただくと。
0:48:20	いうことでよろしいでしょうか。
0:48:23	関西電力深山でございますはい。それで結構でございます。あとですねちょっとすいませんもうちょっと確認させていただきたいんですけども。
0:48:31	よろしいでしょうか。
0:48:32	はい、岡本です。どうぞ。
0:48:36	はい。関西電力深山でございますが金委員からのタブにつきましては先ほど御所ご確認させていただきました内容であると思うんですけども、あとサプライチェーンとそれからもう一つは、品質マネジメントも詳細説明が必要ですよということをしてよろしいでしょうか。
0:48:56	規制庁岡本です。はい、ご理解の通りで、それが委員会方針です。
0:49:06	関西電力深山でございます承知いたしました。そうしましたらですね、
0:49:11	2月上旬に予定されるであろう事故初回の審査会合では概要、今回ご説明させていただきました概要説明に加えまして、
0:49:21	土岐認可からの差分の件とそれから今回新たに追加することになりましたサプライチェーンと品質マネジメントの詳細説明。
0:49:31	これもパワーポイントの資料の中身のような形でご説明をさせていただくということになるかと思えます。規制庁オカモトですいません。
0:49:42	ちょっとゴゴガ誤解があったのかもしれませんが、すいません。初回、2月上旬の初回会合のアイテムとしては概要説明、これは必須であって、
0:49:54	それに対して、既認可からの差分の詳細説明も使う、付け加えられますかというところ、ご相談していると、で、追加要求事項、サプライチェーン品質マネジメントの詳細説明については、
0:50:11	2回目以降と申し上げますが、これはそのようにご理解いただいていますか。承知いたしました監査役深山でございます承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:21	そうしましたらサプライチェーンの品質マネジメントの詳細説明につきましても、準備いたしますけれども社会ではなくて2回目ということで、
0:50:30	理解いたしました。
0:50:33	はい、規制庁ありがとうございます、規制庁オカモトですありがとうございます。ではですね、紹介。
0:50:42	会合に向けては、概要、パワポの方をブラッシュアップしていただく必要があるんですけどちょっと、
0:50:53	進め方としてはまず、申請内容、あと申請の書き方についてですね、現時点で、こちらが思っているところをお伝えさせていただいた上で、介護、今日ご説明いただいた資料への
0:51:09	確認指摘の方に入りたいと思います。これからですね、申請内容について、現時点で気づきの事項をお伝えしたいんですけど、
0:51:22	基本我々は、審査基準と突き合わせて内容を見て、過不足等を確認しておりますので、審査基準に言及しながら、ご説明をすることになります。
0:51:35	お手元に審査基準、ご準備いただいておりますでしょうか。もし、見れる状況ないんだったら、ちょっとご準備いただいた方がいいかなと。
0:51:45	思いますので、必要があれば、休憩等とりますけれど、いかがでしょうか。
0:51:53	関西電力深山でございます審査基準のお手元でございますので、お願いいたします。
0:52:01	はい。規制庁岡本です。では、審査基準との対比を、の観点でですねちょっと内容について、
0:52:12	申し上げたいと思います。
0:52:14	まず私からですけど、
0:52:17	審査基準の順番で申し上げますね。
0:52:24	まず、審査基準。
0:52:27	へえ。
0:52:29	2-1 ですね、実用炉則 113 条第 1 項第 4 号、長期施設管理計画の期間の話は、先ほどお話しした通りですと。
0:52:41	はい。続きまして、
0:52:45	次に、113 条第 1 項第 5 号ですね、通常点検劣化点検及び特別点検の方法及び結果の部分でございますが、
0:52:57	まず通常点検について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	現行の申請書ですと、記載がほとんどないのではないかと考えています。で、そもそもですね、何が通常点検に該当するか。
0:53:13	その構成要素といいますか、コンテンツですね。
0:53:19	そこが明確になっていないのではないかと、今、申請書を見る限りでは思っています。もしそうではなくてですね、通常点検というのは、
0:53:31	何から何までなんだということが今ちゃんと書いてありますよというのであれば、どこに書いてあるか、教えていただけますか。
0:53:46	すいません関西電力深山でございます。通常点検というのは我々が考えております日常点検というものになるとか、該当すると考えておりました、
0:53:57	お手元に
0:54:01	長期施設管理計画がございましたら、5.3.
0:54:08	ミイイダ、これに該当するご説明になると思っております。
0:54:14	具体的な考え方とかですね
0:54:18	要望を、時間基準保全とかを取り込んで対応してるということになると、
0:54:25	規制庁岡本です。もちろん 5.3. 2 を見ていってるんですね。通常点検という言葉が現れるのは、現状保全を含む施設管理、
0:54:37	括弧通常点検、劣化管理を含むについては、時間基準、状態基準を続けるわけですけど、
0:54:47	これ、実用炉と、ちょっとまた途切れておりましたが、申し訳ありませんけど、もう一度お願いできますでしょうか。規制庁岡本です。
0:54:59	もちろん 5.3. 1 を見ていってるんです。通常点検という言葉は、一つ 1ヶ所しかなくて、現状保全、すいません 1ヶ所ではないですけど、現状保全を含む施設管理、括弧通常点検劣化転勤を含む
0:55:19	については、何たらかんと書かれているのみで、これでは、そもそも通常点検を何と定義しているのかもわからないと。
0:55:29	というのが現状の認識です。
0:55:43	はい関西電力深山でございます。通常点検釜の明確な定義がわからないということかなと思いましたので、と理解いたしました。
0:55:57	規制庁岡本です。ですので、
0:56:00	審査基準にのっとりまして、通常点検の考え方、その方法が適切に定められていることで、実用炉則の定義に従いますと、
0:56:13	施設管理実施計画に従って実施する点検等のうち、技術評価の方法及び結果に密接に関連するもの。
0:56:23	通常点検というふうに定義されています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	ですので母集団としては、保安規定の施設管理計画のところ、活動される内容が母集団になって、
0:56:37	その中で何を通常点検と皆さん定義していますか。
0:56:42	ということを明確にさせていただいた上で、その実施の考え方、方法が明確に申請書に書かれる必要があるのではないかと問題意識を、今、申し述べています。
0:57:02	ミヤマでございます。大変申し訳ないんですけども、ちょっと最後の方また音声見られておりましたのでもう一度お願いしてよろしいでしょうか。
0:57:12	はい。定義も含めてですね、審査基準にのっとれば、通常点検の実施の考え方。
0:57:24	その方法が適切に定められていることを確認する必要がありますが、現状では、記載が十分でないと思っています。
0:57:34	通常点検については、実用炉則において、施設管理計画に従って実施する点検等のうち、技術評価の方法及び結果に、
0:57:47	密接に関連するものと定義されていますので、まずは、母集団として、保安規定の施設管理計画に基づいて実施する活動を、
0:58:00	挙げていただいた上で、その中のどの範囲を、皆さんが通常点検とみなすのかというのを示していただいた上で、
0:58:10	その考え方方法については、申請書にきちんと記載していただく必要があると思っています。
0:58:29	聞こえましたか。
0:58:32	はいありがとうございます。聞こえております。
0:58:46	はい。規制庁岡本です続けませけれど、はい。この部分、記載が不足しているのではないかと問題意識をお伝えしましたが、
0:58:57	ご見解というのか、何かありますか。
0:59:14	関西電力深山でございます
0:59:18	本規定で言ってる、施設管理の中でまず定義をちょっと明確にさせていただいた上で、それに対応するところを記載させていただかないと、
0:59:32	うまく紐紐づいていかないかなと思いましたので、
0:59:37	ちょっと中身につきましては検討させていただきます。
0:59:41	規制庁岡本です。今後といいますか、この審査そのものが審査基準に従って事実確認をしていくと。
0:59:52	ということですので、審査基準に書いてあることが確認できなければ、適合判断ができないということになりますので、そこはちょっとご認識いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:05	次いで、劣化点検についてもですね、点検項目、点検結果については、確かに書かれているんですけど、
1:00:17	実施の考え方やその方法が書かれていないので、ここも確認できないと思っております。
1:00:28	何ゆえに、
1:00:32	劣化点検として、これが選ばれて実施されたかというところをきちんと記載いただく必要があると思っております。
1:00:41	あと、続けて言いますと、
1:00:45	次いで、
1:00:47	審査基準②の中では、通常点検及び劣化点検の結果として、点検等の結果が明らかにされていることと、
1:00:59	書いてございますが、通常点検については、点検結果の記載がないというふうに思っています。
1:01:09	確かにですね、通常点検を実施している施設については、定期事業者検査を行い、その結果を報告していると書かれていますが、定期事業者検査イコール通常点検ではないと。
1:01:26	思っています。この点いかがでしょうか。
1:01:34	監査委員の深山でございます通常点検の中の一部が定期事業者検査になると考えております。
1:01:46	はい。規制庁岡本です。ですので、定期事業者検査の部分については報告していて、0ですよっていうのはそれでいいのかもしれませんが、
1:01:58	全体の結果を記載していただく必要があると、それを我々は、主基準適合判断にあたって確認する必要があると。
1:02:08	いうふうにご理解いただければと思います。
1:02:28	関西電力深山でございます。定期事業者検査以外の部分もどこかでカノウ読み取れないと駄目ですよということで、理解いたしました。
1:02:39	はい。規制庁岡本です。では、続けます。
1:02:43	次に、審査基準で言いますと、8 ページ、両括弧 2、経年劣化に関する技術的評価。
1:02:55	の部分でございますが、②で、調査対象機器の選定がございまして、クラス 123、
1:03:06	施設、あと浸水防護施設ですとか、常設SAを抽出すると。
1:03:12	いうことになっているんですけど。
1:03:14	申請書上ではですね、原子力保安総合システム系統図等をもとに抽出したとありますが、要求はですね、許認可対象設備を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:29	抽出するということで、ちょっとこれらの関係が明確ではなくて、当該資料をもって許認可対象設備が適切に抽出されると。
1:03:40	ということが、もう少しわかるように、困窮を書いていただく必要があると思っています。この点はいかがでしょうか。
1:04:11	関西電力岩崎です。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。
1:05:01	関西電力岩崎でございます。喫茶については理解いたしましたちょっと、従来のPLM評価書の記載を活用しながらというところでちょっと記載した部分もありますので、
1:05:15	今いただいたご指摘も踏まえてちょっと、どうひもづくかとかそういったところもちゃんとしっかり今後反映していきたいと考え
1:05:26	ます。
1:05:27	すいません規制庁ツカベが聞こえますか。
1:05:35	浜少子規制庁ツカベですが聞こえますでしょうか。
1:05:39	はい。岩崎です。聞こえております。今ちょっとご指摘させていただいているのは、当然基準の適合性について、ちょっと途切れてますね。
1:06:02	規制庁ツカベですけど、聞こえますでしょうか。
1:06:06	はい。関西電力岩崎です。聞こえております。はい。今、ご指摘させていただいている基準への適合性についてこちらで気づきの点については当然
1:06:16	審査会合でも指摘させていただこうかと思って、
1:06:20	います。今こちらはあくまでその審査会合にあたって事実確認ということで、事業者さんなり何か考えがあってこういうことなんですということであればそれをご説明いただきたいという趣旨で、
1:06:32	この場で申請書書き換えますとかですねそういうことを求めているものではないということだけ、ご認識いただければと思います関西電力深山です承知いたしました。ともとですね何とか、
1:06:48	許認可対象設備、プラスワンから3の設備とかですね、そういうものを対象にするのは間違いないんですけども、それを抽出するにあたってそれらの情報が取り込まれている我々の関西電力のシステムとして、
1:07:03	原子力保全総合システムとかですね系統図っていうのを使ってやりました。手法をこうしましたというだけですので、
1:07:12	対象としては同じものだとも考えているんですけども、こういう、我々が整備してる資料として、こういうものがありますと言ってる、これを用いてやりましたということを説明してるものになります。
1:07:26	はい、わかりました。そういう意味で今までM35を使っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:31	それでクラス 123 担当管理されてますよということは、PMの側では確認していると思うので、そういうご説明をしていただければいいと思いますし、それで最終的にその計画について記載を見直すかというのはまた、
1:07:46	別議論かと思imasるので、主フランジの事実確認として、今後も説明を求めたいところとそのちゃんと基準適合性から記載が足りてますかかというところはそういうところも含めて、審査会合で議論させていただきたいと思っています。
1:08:03	はい関西電力深山でございます承知いたしました。
1:08:12	規制庁オカモトです。申し訳ありません今、私から申し上げていることは、どこに書いてあるでしょうか。ちょっと私が見落としている可能性もありますので、
1:08:25	書いてあるか書いてないかというところを、事実確認認識合わせをさせていただいているもので、ヒアリングの場において、何か指摘をしているだとか、
1:08:37	措置を求めているということではありませんので、誤解なきをよろしくお願ひします。はい。
1:08:46	関西電力深山でございます。趣旨、承知いたしました。
1:08:53	はい。では、続けさせていただきますが、同じところで、審査基準の②を見ていただくとですね、末尾のところに、
1:09:04	機器構造物は長期施設管理計画の式において適用される技術基準規則に定める基準に適合する見込みに基づき、
1:09:16	抽出されていることということになりますので、ここで皆さんの申請に当てはめてみるとですね。
1:09:25	第 4 号施行日が、その式になりますので、今、使用前事業者検査に合格してインサービスにしている。
1:09:38	その段階に至っていないものについてもですね、許可を取ってるですとか、今作っているというものがあれば、
1:09:48	そこは対象に入り得るということですので、この点についてですね、現行の申請について、そういうものがあるのかないのか。
1:10:02	何らかの説明をしている箇所はありますでしょうか。
1:10:29	えっとですね現時点で把握しているものにつきましては、補足説明資料で最新事業のとか、運転経験の
1:10:39	反映の検討させていただいてるところ、ところというかそれがあまして、そこで把握してる設工認につきましてはリストアップして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:50	記載をさせていただいてるかと思えます。それにその結果ですね
1:10:56	抽出されたものにつきましては、先ほど概要説明で記載させていただきましたけども、
1:11:04	説明させていただきましたけれども、大井の3号機の特重とか、第3バッテリー類が当たるものと考えております。
1:11:16	ちょっとこれから出るかもしれないというのはちょっと把握できてませんのでそこはちょっと把握しないといけないかなという感じになります。
1:11:27	規制庁岡本です。ちょっと誤解がなきように申し上げますが、
1:11:34	参考の、
1:11:36	3号4号の特重施設等については、すでにサービスしているので、これはまた書きの抽出とは違って、前段の方で抽出されるものだ。
1:11:50	と思ってます。この点、よろしいでしょうか。
1:11:55	菅アノ関西電力ミヤマでございました。はい。おっしゃる通りかと思いません。
1:12:00	はい。で、また書きの部分に、規制庁オカモトです。また書きの部分については、もうちょっと具体的に言いますと、
1:12:10	現時点で設工認が取れておると。
1:12:15	で、まだ作っている途中で、ただ、計画上においては、長期施設管理計画の始期、第4号施行日
1:12:28	までに竣工してですね、
1:12:32	インサービスされる予定であると、というようなものがもしあればですね、それは母集団として対象機器に入れると。
1:12:42	いうことを求めてあり、おります。そういった観点で、ちゃんとさ、スクリーニングをされて、あったのかなかったのかを、
1:12:52	示される、それを我々が確認する必要があるということですので、そのように理解いただければと思います。
1:13:03	関西電力岩崎でございますご趣旨理解いたしましたので、そのように整理させていただきたいと思えます。
1:13:13	規制庁岡本です。続けます。
1:13:17	次がですね、
1:13:20	審査基準で申しますと、9ページ、④になります。
1:13:26	ここでは、後期経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出ということが、主眼になりますが、一番下の2行ですね。
1:13:38	日常劣化管理事象については、その発生、進展について適切に評価され、劣化か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:47	傾向監視等の劣化管理の考え方が適切に定められていることという確認事項がございます。ここについて、
1:13:58	現行申請で説明がありますでしょうか。
1:14:25	すみません、関西電力岩崎です。ちょっとお待ちください。
1:15:07	規制庁岡本です。
1:15:11	7としては、今後、ここを見ていく必要がありますので、湯
1:15:17	ということをお伝えしているのであって、別にこの場でお答えを求めているものではないので、はい。
1:15:26	時間もあれですね承知しました。ちょっと確認に時間かかりそうですので、
1:15:35	別のご指摘をいただいた方がいいかなと思いました。はい。規制庁岡本です。
1:15:42	すみません。
1:15:43	この部分を確認したいんだけど、申請書で、機器、どこに書いてありますかというところを確認しているということですので、
1:15:54	まずは本日は、聞いていただければいいというふうにご理解いただければと思います。続きますと、審査基準の同じ9ページの⑥なんですけれど、
1:16:10	現状の保全策の妥当性を評価し、追加保全策が適切に抽出されていることと、
1:16:18	ということですが、これ書き方の問題なのかもしれませんが、
1:16:26	しれませんがというか、書き方の問題だと思っているんですけど。
1:16:32	申請書の30ページの技術評価の結果だけ見るとですね、増えるべき項目はないと言ってるように、
1:16:42	見えて、そこは少し説明が言葉足らずなのかなと思っています。これは、
1:16:53	テイクノートしていただければと思います。
1:17:01	関西電力深山でございます30ページと5アノをおっしゃったのは5.8章技術評価の結果のページ。
1:17:09	でよろしいでしょうか。はい。ご認識の通りです。今後、
1:17:18	規制庁オカモトです。もちろん、追加不全対策はちゃんと抽出されていて書いてあるんですよ。ただ、それと矛盾するかのようにここだけ見ると見えるので、
1:17:30	言葉足らずではないかということを示しているだけですので、
1:17:35	ご指摘のご確認項目は、承知いたしましたここ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:44	規制庁岡本です。これもテイクノートしていただければということで、今申し上げただけですので、
1:17:54	趣旨理解いたしました関西電力岩崎です趣旨、理解いたしました
1:18:00	ちょっと後段の方で追加保全が入ってるのに前段とコウん何か追加保全がないっていうふうな書きっぷりになってるんで、その辺りの
1:18:12	整理がちょっと、この文章がどういう文章であるかとかも含めてちょっとちゃんと、
1:18:18	整理させておいて、整理させていただきます。関西電力深山でございます一応ですねご指摘されてるのは⑧の下の、また以降のところになるのかなあとっております。
1:18:36	一応ですねそう読めるかどうかは別としてここまた以降につきましてはですねこれ衛藤停止中のプラント冷温で一番
1:18:47	状態での評価を踏まえたことを記載してございまして、
1:18:54	ずーっとプラント停止中の方が、そこはちょっとはつきりしてないということですね、また以降は冷温停止上たガーで出てくるもの、新たに抽出されるものはなかったというのを取りまとめたんですけども、
1:19:10	ちょっとそこがはつきりして、わかりにくいということかなと思います。ご指摘は承知いたしました。
1:19:18	市長岡本です。今言われたことも、理解はしていますと。ただ、少しこだけ見ると、誤解を受けて、
1:19:30	ウノかなという懸念をお伝えした関西電力深山です。承知いたしました。お願いいたします。はい。
1:19:36	続きますね。次に、
1:19:43	10 ページなんですけれど、
1:19:46	13 というものがありまして、地震津波、その他自然現象により受けた影響についてというところで、こちらは申請書上、
1:19:59	ないとされているんですけど、該当事象がないということ、どのように確認されたかはまた今後の審査、ヒアリングにおいてご説明をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1:20:15	あ、関西電力岩崎です拝承いたしました。
1:20:22	規制庁岡本です。続けます。同じページの⑭なんですけれど、そこにABCと3項目ありまして、
1:20:33	Cポツなんですけれど、過去に技術評価を実施している場合には、検証して有効性評価を行い、その結果が適切に反映されていることと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:46	ということがございます。ここについてですね、現行の申請書上で説明がありますでしょうか。ちょっと見つけられないんですけど、と。
1:20:58	いうところですが、いかがでしょうか。
1:21:38	関西電力の深山でございますわかりました。ご指摘の趣旨はわかりました。
1:21:45	すいませんこちらが私の認識は、過去の理事評価これ 40 年目評価やる時には 30 年目との比較という形ですることかなと思ってまして。
1:21:56	なんだけども、今今回新たに評価したとすると、30 年目のやつが、過去の技術評価ですよということ。
1:22:06	そういうご指摘かなと、ご確認と思いましたので、確かにそういう意味では、明確に読め読めるものはないかなと思います。
1:22:15	はい。規制庁岡本です。ご認識の通りですので、はい。
1:22:21	続けさせていただきます。
1:22:24	次いで、審査基準の 11 ページ、両括弧 3 技術評価の結果でございますが、①でございますね、技術基準、
1:22:36	に適合することと書いてございまして、具体的には、ABC、
1:22:42	D、
1:22:44	主にABCですけど、3 項目ありますと。
1:22:48	で、Cについては、きちんと書いていただいているんですが、ABに対しては、説明はありますでしょうか。
1:22:59	現行の申請書において、
1:23:07	関西電力深山でございます徒歩圏に対しましては 5.3、所長 5.2. 1 章は、
1:23:15	当機構にの対応。
1:23:20	になつてると考えております。
1:23:24	規制庁岡元です。5.2. 1 に書かれているのは、いわゆる本体許可、設工認だと思っていて、
1:23:35	これが最新の現時点で適用されている技術基準に適合するための手続きすべてじゃないですよ。
1:24:10	家関西電力ミヤマでございます 5.2. 1 で記載してるのは
1:24:16	試験機材の対応の部分だけでしかないの、全体の技術基準への適合に対しての説明がないということと、ご確認かなと思いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。
1:24:30	規制庁岡本です。その通りです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:55	関西電力深山でございますそういう意味では全体に対しての記載はないかなと思いますので、ちょっとご指摘は理解いたしました。
1:25:05	はい。続けます。
1:25:07	へえ。
1:25:09	ついでですね。ええ。
1:25:11	審査基準で申しますと、
1:25:14	15 ページ。
1:25:16	下の方にですね、5 ポツ、
1:25:20	というふうにございまして、うち、実用炉規則、
1:25:26	第 1 項第 8 号なんですけれど、
1:25:30	ここでは、第 1 項第 5 号の点検及び評価並びに第 6 号及び第 7 号の措置の実施に関する
1:25:41	基本的な方針及び目標というふうに記載されています。で、①の方ですね、方針目標が定められていることと、
1:25:54	ありますが、ここでちょっとご理解いただきたいのがですね。
1:25:59	まず、この第 8 号、基本的な方針目標というのは、今回新たな制度におきまして、
1:26:11	何ていうんですかね、
1:26:13	許可や設工認を考えていただくと、いわゆる基本設計方針的なものをまとめてここにしっかり書くと。
1:26:24	いう趣旨で、項目が設けられていると。ここで、第 5 号から 7 号と書いてありますが、
1:26:34	コンテンツとしては、通常点検、劣化点検、まだないですけど特別点検、
1:26:43	あと技術評価。
1:26:45	で、劣化管理措置として、通常の施設管理、追加保全策、監視試験、
1:26:54	すいません、あと、
1:26:57	サプライチェーン対応の
1:27:00	コンテンツとしては、これだけあって、それに対する基本設計的なものを、ここにしっかり更新目標を書きましょうということですので、
1:27:12	ちょっとそういった観点で書き足りているかというところは、今後確認させていただかなければならないということで、ご承知おきください。
1:27:30	電力イワサキです趣旨理解いたしました。
1:27:36	はい。続けます。私からは最後になるんですけど、同じページの 6 ポツ、品質マネジメントシステムのところですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:46	審査基準をちょっとよく読んでいただきたいんですけど、下 3 行なんですけど、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された。
1:27:59	品質マネジメントシステム。
1:28:02	これが保安規定に書いてあるQMSなんですけれど、
1:28:08	これを示せと言ってるわけじゃなくて、
1:28:11	それに基づく劣化管理に関する一連のプロセスを示せと。
1:28:17	書かれてますと、で示されてないのではないかとと思っているんですけど、いかがでしょうか。
1:28:38	関西電力深山でございますいいですね。江藤。審査基準の 15 ページの 6 ポツの一井の一連のプロセスは示されてるんだけど、
1:28:51	16 ページの②の、規制庁岡本です。もう 1 回言いますね。これ、
1:29:01	はい。
1:29:02	① で求めているのは、保安規定で構築した品質マネジメントシステムを示せと言ってるわけではなくて、
1:29:13	それに基づいて実施する劣化管理のプロセスを示せと。
1:29:18	書いてあると。で、皆さんが今書いているのは、全社にとどまっていて、肝心の後者について、
1:29:28	書いてないのではないかという問題意識です。
1:29:54	関西電力深山でございます。戊子ご趣旨というかは理解いたしました。
1:30:04	はい。
1:30:06	規制庁岡本です。
1:30:09	申請内容に関して私からは以上になります。
1:30:14	ちょっと他の者からも指摘がありますのでお待ちください。
1:30:36	はい。
1:30:39	規制庁オカモトです。すいません。ちょっと私からもちょっと続けさせていただきます。ちょっと申請内容で確認したいのがですね。
1:30:48	他号炉との共用施設の扱いになりますと、
1:30:54	で、34 号共用施設については、今回の申請において、34 号共用施設もそうですし、12 号、
1:31:06	廃止措置中との共用施設もそうなんですけれど、
1:31:11	その取り扱いといいますか、申請償還での取り扱いについてどのようにお考えでしょうか、教えていただけますか。
1:31:22	関西電力深山でございます。今日の説明につきましては大井 34 号炉っていうのは、3 号炉、最近がですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:33	最近のプラントにつきまして申請させていただいてるプラントにつきましては、共用設備っていうのは、すべて同じと同じとかですね、
1:31:44	共用説明 3 号と 4 号を評価する場合、旧設備につきましては 3 号にも隠し 4 号にも書くという形で、今し審査いただいているものはすべて記載しています。
1:31:56	大井-34 号炉の時はですね、もともとこれ高経年化技術評価 30 年目の仮称活用して評価するというのも前提にしておりましたので、
1:32:06	当時はですね衛藤共用設備というのは 3 号炉で記載して評価しております、4 号 4 号炉はさ、共用設備はコアこういうものが共用設備ですよというのを総括評価書。
1:32:20	規制庁さんでは本冊と呼んでるものに、列記して、示すという形で対応してございました。従いまして衛藤推す活用させていただいてます高経年化技術評価の部分につきましては、同じ扱いにしております。
1:32:36	規制庁オカモトです。今のご説明は、今回 3 号の申請、4 号の申請で出されていますけれど、例えば、34 号で共用のものについては、
1:32:49	両方にちゃんと入っていると思ってよろしいでしょうか。
1:32:55	関西電力深山でございますはい 4 号側では先ほど言いました通り、3 号側にを呼び込む形で記載しております。
1:33:08	規制庁川元です。わかりました。では、ちょっとそのような観点で、内容を確認今後させていただきたいと思います。
1:33:17	あと申請書についてでございますが、
1:33:23	5.3. 1 アノ。
1:33:28	9 ページから 10 ページの部分なんですけれど、ここですね、すみません 5.3. 1 ですね、1、
1:33:39	9 ページから 10 ページの部分になります。
1:33:42	ここですね、今までの改善工事が書かれているんですけど、30 年目の評価時点で止まっ。
1:33:55	ているのではないかと考えてまして、大井さんの加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示を踏まえた、
1:34:06	配管取替工事というのが入っていないのではないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。
1:34:18	関西電力深山でございますとですね、5 章につきましては、30 年目の評価書を活用するという形をしておりましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:29	5.3. 1 につきましても 30 年目のものをそのまま記載しているものになります。おっしゃるようにスプレイ配管の取りかえにつきましては、特に記載をしてございません。
1:34:42	はい。関西電力岩崎でございます。従いまして 5.31 思ナカイ善光寺というところで
1:34:52	キクカワ 6 かもしれませんけれども、トピックスとして大事なものを書いておりまして
1:34:58	こういうスプレイ配管についてはここには載せてませんけれども当然ながらそういうことをやっていくということも踏まえて評価としては書いています。
1:35:09	ということには整理はしております。
1:35:14	規制庁岡本です。主なは主なですので、いや、あれなんですけれど、ご認識としては、30 年目 PLMI に、
1:35:27	かかわらず、申請時点での主な改善工事を書くべきところという認識は、そのように持たれていると思ってよろしいですか。
1:35:55	関西電力深山でございますご指摘内容は理解いたしました。
1:36:00	筧の佐川君かなと思います。
1:36:11	はい。続きます。次に、5.7. 2、20 ページなんですけど、
1:36:21	こちらで、
1:36:24	評価対象機器の選定がございまして、
1:36:28	ここです、
1:36:34	2 行目です。ええ。
1:36:36	ほ、安全上重要な機器と、実用炉規則第 82 条第 1 項で、てメール機器構造物。この辺りの記載は、不振制度。
1:36:48	になってない。
1:36:50	というふうに思うんですがいかがでしょうか。
1:37:07	関西電力深山でございます条文が変わってるというご指摘かなと思いますけども、
1:37:16	はい。規制庁、岡本です 82 条がなくなるってことを申し上げてます。
1:37:24	うん。それは理解してない。
1:37:27	はい。ありがとう。ご指摘は理解いたしました。
1:37:33	はい。
1:37:34	あと、すいません。
1:37:36	もう、
1:37:39	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:39	また、してキーとしては会合でということですが、
1:37:47	別紙C、一井ですね、追加評価についてもですね、追加だということをお示しいただいている。
1:37:57	という趣旨は理解するものの、申請としては、溶け込ませるべきもの。
1:38:04	というふう考えております。
1:38:21	はい。ではちょっと人を変えて、続けたいと思います。
1:38:40	はい。もしも。規制庁の市川です。構成聞こえてますでしょうか。
1:38:45	はい。聞かれておりますはい。はい、ではお願いいたします。いただいでる申請の 5.7. 3.2 なんですけれども、国内外の新たな運転経験及び最新知見の反映ということで、
1:38:59	先行炉に限っていただいでるんですけれども、基準を読むと、先行炉である理由ってのは特にないかなというふう考えていまして、
1:39:10	なので、
1:39:12	3号の方にも、
1:39:14	4号の
1:39:17	データを参照していただいてもいいんじゃないかなと、なくていい理由がもしあれば何かご説明いただきたいなというふう考えています。
1:39:25	先行炉に限定する必要ないというのはもう当然他のものにも発生いたしますので、大井さんよりも若い。
1:39:32	炉でもし何か
1:39:35	経年劣化事象があればそれを反映していく必要があるのかなというふう考えております。
1:39:40	関連しまして、4号の方、
1:39:44	ごめんなさい3号の方にはベルビル2号炉の経験があるんですけどようには書いてないですね。これもし何か明確な、
1:39:54	理由があるのであれば、そちらをご説明いただきたいなというふう考えております。
1:40:00	ごめんなさい、長くなってしまうんですけども、つづ系でパワーポイントの方にもですね、ちょっと、
1:40:09	同様の観点での懸念点が、
1:40:12	ございまして5ページ目なんですけれども、
1:40:15	最新知見、
1:40:18	サンポ最新知見とありますけれども、新たに確認した主な運転経験というこちらご説明いただいでると思うんですけれども、審査基準って、運転経験及び最新知見、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:31	何ですかね。
1:40:33	おそらく基準の基準の改定があればというところに紐づいてはいると思うんですけども、
1:40:41	ちょっと薄くそこは何かしら、
1:40:44	補足していただくなり、
1:40:46	変えていただくなりが必要なのかなと。記載要領も同様ですけども、
1:40:50	というふうに考えています。以上です。よろしいですか。
1:40:57	関西電力深山でございます。えっとですねまずですね、5.7. 3.2 の最終試験運転経験のところなんですけども、
1:41:07	こちらはですね普通、3号っていうのは、関西電力岩崎でございます
1:41:18	7.3. 2 でご指摘いただいたのが大井3号機では、
1:41:25	ベルビルでしたっけ、ベルビルの、
1:41:28	パールスリーブの摩耗の話が多分最新知見として上がってきてたけれども、4号機では上がってませんよねという、
1:41:39	記載がないように見受けられましたので、はい。はい。これにつきましてはちょっと整理の仕方だけなんですけれど大井3号機を作った際にはそれを最新知見として反映させていただいたんですけれども、
1:41:55	その3号を反映したもので大井4号機を作ったということで、もう早い新知見というか反映済みということになったので、改めて、4号機として、
1:42:09	から出てきたものが、そこで配管とか、SGの伝熱管損傷、ちょっとそういう抽出の仕方をしているという整理にはなっております。4号機でも当然ながら、そのベルビルの話は、ちゃんと評価には入れていると。
1:42:25	ただそれはもう既存既存の知見といいますかすでに入れた知見という整理をしているので耐震事件の反映というところには、ちょっと
1:42:36	整理を挙げていないということにはなります。
1:42:39	それと、藤。
1:42:42	パワーポイントでおっしゃっていただいた審査基準とか記載要領が、
1:42:47	最新知見化とか運転経験っていうくりなのかというご指摘かと思うんですけども、
1:42:54	ご指摘ノートこともあると思いますのでこれ要は規格基準類の変更とカ-
1:43:07	分けて書くなりちょっと整理はさせていただきたいなど。
1:43:11	思っております。
1:43:15	以上でよろしいでしょうか。回答としては以上に承知しましたご検討をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:22	臼井そうですねちょっと本日サプライチェーン関連の方がいらっしやらないというふうに伺っ。
1:43:29	ではいるんですけれどももちょっと気になったのでお伺いをしたいなと思ったことがあるのでちょっと
1:43:36	私から申し上げるだけになってしまうかもしれませんが、
1:43:39	パーフォレート 13 ページ目で宛名アノガイドラインが、
1:43:44	ありますけれどもこれ踏まえてことは、ガイドラインが変わったところで別にはねたりとかっていうのはしない。
1:43:51	てことですかねもちろんいい方向に変われば、関連さんの中で検討していただいて、その直接管理計画変更認可申請から、
1:44:02	いずれ出てくるかもしれないってそういうことなのかもしれないですけどもそういう理解でよろしいですか。
1:44:12	はい。関西電力の矢崎でございます。
1:44:16	ご指摘のところはサプライチェーン等の管理はATENAのガイドライン等も踏まえて我々は従前から取り組んでるんですけれども、ガイドラインも踏まえて当社として
1:44:31	プログラムを策定しているんですけれども、その前提となるATENAのガイドラインが、
1:44:39	河ぐという重大な変更というか何か、
1:44:43	等を、
1:44:46	というんですかね、プロセスが変わるとかそういったところになればなって、当社のプログラム自身もやはり変えないといけないとかいう話になる等、
1:45:00	それが変更認可になるのか届になるのかわかりませんがそういう運営、申請手続きみたいなものになる。
1:45:10	とは理解しています。変更内容の、
1:45:16	変更なり改定の程度感で変わるのかなとは思っております。お答えになっているでしょうか。ご説明ありがとうございます承知しました。
1:45:39	もしもし。
1:45:41	じゃ次アノ1 変わりますので、少々お待ちください。
1:46:20	規制庁イマダです。音声聞こえておりますでしょうか。
1:46:26	はい、聞こえております。
1:46:28	ありがとうございます
1:46:31	等審査基準の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:34	1 ページ目になるんですけども、あの表表紙のさらに前の頭紙といいますか、
1:46:41	ここに審査基準の不足くうというものが書いてありまして、
1:46:49	そこの第 2 項ですね。
1:46:52	これ審査基準について、この規定は、
1:46:57	改正法付則第 4 条第 1 項及び第 3 項、
1:47:02	第五条第 1 項並びに第六条第 1 項の、
1:47:07	規定による認可についても適用するっていうふうに、これ
1:47:13	準備行為期間の
1:47:16	長期施設管理計画の認可に関する、
1:47:19	記載をここにしているんですけども、準備行為期間の長期施設管理計画の根拠条文というのが今ここに記載してあるものが、根拠条文になるっていうふうに、
1:47:32	我々認識しております、
1:47:36	ただ、ノート。
1:47:39	遠いの。
1:47:40	長期施設管理計画。
1:47:43	の根拠条文が、改正法付則第 4 条っていうところで止まってるんですけどこちらに関して、
1:47:56	衛藤、どのような認識でいらっしゃいますでしょうか。
1:48:19	もし規制庁の市川です。すいません補足をいたしますけれども、付則第 4 条 1 項 3 項、第五条第六条でそれぞれ申請。
1:48:28	できるし、範囲、こちらの処分手数料それぞれが違うので、その辺をクリアファイしていただかないと、
1:48:38	といけませんよっていうそういう趣旨です。以上。
1:48:49	アート監査役ミヤマでございます。出資は理解いたしました。はい。
1:49:00	上部小所、上部の何校かで当間おっしゃってたように手数料とかいろいろ変わるんで、具体的にどれかっていうのを明確にしないと駄目ですよということ。
1:49:12	金という理解ですね。それはすいませんが、申請書
1:49:20	奉納頭、
1:49:22	ふうもええから明確なあかんということですかね。
1:49:27	規制庁今田です。
1:49:29	江藤の長期施設管理系架空の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:34	1 ページ目ですね 1 ページ目で、脱炭素社会脳ヘルニアの法律付則第 4 条の規定によりっていうふうに今書いてある。
1:49:45	状態なんですけれども、ここが第 4 条第 1 項なのか、第 4 条第 3 項なのかによって、今おっしゃられた通り我々の
1:49:57	処分、
1:49:58	やるが変わるっていうことになりますのでそれは、
1:50:03	その申請長期施設管理計画の 1 ページ目から、そういうふうに記載していただく。
1:50:13	すべきかと思えます。
1:50:18	コメントは理解いたしました。
1:50:25	はい。規制庁今田です。では次の、
1:50:29	点なんです、江藤、これ申請しようない。
1:50:37	単語といいますか表現といいますか。
1:50:41	これ先ほどの 82 条が削除されますがみたいな花強いと、似通っているんですが、
1:50:51	当長期施設管理計画の中での長期施設管理方針、
1:50:57	ですとか高経年化技術評価ですとかっていうような多分こういう例示ですけれども、
1:51:03	そういった表現が出てくるんですが、
1:51:07	そこ、その辺りの表現ってというのは旧制度に基づく旧制度の表現になるんですね。
1:51:18	今夏飯野長期施設管理計画ってというのは新制度。
1:51:23	に関することですので、
1:51:25	その上記施設管理方針っていう単語の扱いですとかそういったところも全体的に、
1:51:32	新星堂に基づいて新制度に適合するような、
1:51:39	表現、
1:51:40	になっているかっていうのを、全体的に確認していただければなと思えます。はい。
1:51:53	ですね関西電力深山でございます趣旨は理解いたしましたタダアノイトウさんもととも 30 年目の高経年化技術総括とかですねそれを活用するというのもありましてですね。
1:52:07	それから江藤劣化評価の全体をまとめて何と表現するかっていうのも、いろいろ悩ましいなと思ってまして、トゴウ経年化技術評価ってというのは確かに旧制度の表現ではあるんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:20	とかです 40 年は劣化状況評価とかいろいろな害があつてですね、もう非常にややこしいのは理解してまして、理解してるんですけども、一応ですね、合計値鍵評価というのは我々いろんなところで使ってるっていうのもあつて浸透してるっていうのもありまして、
1:52:37	できればそのまま使いたいというのが、本音のところですか。で、とおっしゃってる長期施設管理方針とかにつきましてもですね、ちょっと抽出された
1:52:50	評価の結果充実した追加すべき保全策っていうのを何て表現しようかというので、これもですね長期施設管理方針と呼んだ方がもうある程度これもですね、
1:53:01	少し前までは長期、
1:53:04	長期、
1:53:06	保守、保守管理方針だったわけ。ワードがいろいろ変わってきた経緯もあるんですが、現状としては値、いろんなところでこういうこのワードで説明してるっていうのもあつて、
1:53:18	できればそのまま残したいというのが本音ではあるんですけど、衛藤関係は一応ですね 2 ページの 5 ポツの中でいろいろあるんだけどこう読みますよと。
1:53:32	いうのは一応ご説明はさしていただいているかなと思うんですが、
1:53:38	ちょっと
1:53:43	今後どのような形にするかっていうのは、検討させていただきます。
1:53:57	規制庁イマダです。承知しました。
1:54:01	江藤そういったとコウノ整理イワマ混合も、
1:54:06	説明していただくこともあるかとは思いますが、ジャッジしました。あと、
1:54:12	一応言っておきますと
1:54:17	30 年目の評価書を、
1:54:22	元についていうふうにはおっしゃられているんですが評価もちろん、それを基にするっていうんですけど
1:54:31	衛藤。
1:54:33	コピー。
1:54:35	ペーストで書かなければいけないとかそういうことではないので、より適切な表現とかがあるのであれば全然そこは、
1:54:44	新しい表現にさせていただいても問題ないかとは思うのでそういったところも含めて検討していただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:53	あと、パワーポイントの説明資料、
1:54:59	の、
1:55:03	2 ページ目。
1:55:06	ですかね。これ
1:55:09	申請の中身に関することでは全然なくて、
1:55:13	添付書類、長期施設管理計画の内容と添付書類の内容等っていうのを、
1:55:19	が、表で書いてあるんですけども添付書類の名称が、実際に、
1:55:27	提出していただいた添付書類等、
1:55:31	名城が異なっている。
1:55:33	部分がありますので、小コウは、
1:55:42	そろえていただくか、
1:55:45	正式名称にこだわってないっていうことであればもうそれでもいいとは思いますが、
1:55:52	どういう整理にされているかちょっと伺ってもよろしいですか。
1:55:56	関西電力深山でございます。えーとですね 2 ページ目の添付書類につきましては確かに実際の店舗五つ書類を添付してるのは間違いはないんですけども、一つ目とか多分多分、違うので、
1:56:08	すいません私もこれ説明する時にちょっとあれと思ったんですけど、すいませんそのまま押し切ってしまうして見直しの方さしていただくと思います。
1:56:17	規制庁今田です。承知しましたよろしくお願いいたします。
1:56:31	規制庁オカモトです。ちょっと一部、パワポの方に入ってしまったんですが、パフォーについて、何点か会合に向けてし、
1:56:42	確認をさせていただきます。で、これ申請概要ですので、もう申請がそうなっているものはどうしようもないので、計画の始期とかですね。
1:56:52	そこは会合で議論をするということで、ご認識いただければと思います。
1:56:58	その上で、申し上げるところがですね、
1:57:03	兵
1:57:05	8 ページです。
1:57:08	8 ページの 1 ポツで、
1:57:13	黒ポツが並んでまして、2 番目の黒ポツなんですけれども、通常点検の説明をすべきところ、その一部であるて事件の説明に、
1:57:24	終始しているということでこれは申請書上、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	どうも整合はしているんですけど、もう少し適切な書き方があれば、ご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1:57:43	関西電力深山でございます承知いたしました。
1:57:48	はい。規制庁岡本です。続けます。次いで、11 ページと 12 ページ。
1:57:56	劣化管理のために必要な措置というところで、これ、内容についても、ものところでも申し上げましたが、
1:58:06	ここは全般的な基本方針ということであって、監視試験の話と、追加保全項目っていうのはその一部ですので、
1:58:19	ちょっと全体の説明になってないというところで、見直せるようであれば見直していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1:58:29	はい。
1:58:32	関西電力深山でございます承知いたしました。
1:58:36	次に、15 ページ、品質マネジメントシステムのところなんですけど、これ、先ほど申し上げたのと同じなんですけど、1 ポツではですね、審査基準の通りですね。
1:58:49	構築された品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスを示した。
1:58:58	と書かれているんですけど、これは事実と整合してないと思いますので、見直していただくべきかと思います。よろしいでしょうか。
1:59:10	関西電力深山でございます承知いたしました。
1:59:14	はい。最後 18 ページなんですけど、
1:59:19	まずですね、違和感があるのは、事業者の皆さんが、規制側に対して規制制度の説明をしているように見えるんですね。
1:59:32	言ってること、おわかりになりますか。
1:59:36	関西電力深山です。はい。理解いたします。
1:59:43	中身の説明は、規制庁岡元です。えっとですね、従来制度に基づいて、皆さんがお出したPLMと、
1:59:53	今回の申請のコンテンツの違いということでご説明をしていただければいいのであってですね、表題とかですね、そこは、変な、
2:00:04	見方がされないように、ご修正いただければと思います。よろしいでしょうか。
2:00:12	岡田さんよりミヤマでございますはい追加評価したプロセス何とかサプライチェーン所先生の話と、それから評価の見直したところですかね。
2:00:24	素行に焦点当てたような形で従来と何が違うかっていうのを、
2:00:31	まとめたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:34	はい。規制庁岡本ですでは、お願いします。
2:00:37	その上でですね、ちょっと説明的になったところが、右下の※1と※2のところなんですけれど、
2:00:48	方針及び目標、保安規定の内容を踏まえ、記載、あと、品質マネジメントシステムのところですね。
2:00:54	ちょっとここをですね、説明の見方によってはですね、旧制度において保安規定で定めている内容を書けば、
2:01:05	それで事足りると主張されているようにも見えるんですけど、ちょっとその理解は適切ではないと思います。
2:01:14	いや、むしろ逆であってですね、新制度において、要求される事項は、今回申請においてしっかり書き込んだ上で、
2:01:26	その中で、保安規定に反映するものがあれば、保安規定に、
2:01:32	反映する。
2:01:33	というふうに考えていますが、それは、そのようにご理解いただいているでしょうか。
2:01:48	関西電力深山でございます劣化を考慮した記載が必要であろうというのは理解しておりましたけれども、すいませんここに踏まえたやつを、
2:02:00	あと保安規定に必要な応じたら反映しないといけないというところはちょっと認識しなかったんですけども、そういう認識が必要かというのは理解いたしました。
2:02:11	規制庁岡本です。で、一方で、ちょっと誤解していただくと困るのがですね、必ずしも、何か新しいことをやれと言っているわけではなくて、
2:02:25	現状やられていることで、劣化管理が十分できるのであれば、今回申請においてその内容を明確にさせていただければいいんですし、
2:02:38	保安低においても、やられていることを書いていただくということですので、その点は、誤解なきようお願いいたします。
2:02:52	関西電力深山でございます承知いたしましたそういう理解でございます保安規定のコピペじゃないよということだと思えますし、ちゃんと長期施設管理計画として必要なものを書いて、
2:03:08	その上で、保安規定側に反映しないといけないものがもしあったんだしたら、当然反映するんだよねということだと理解いたしました。
2:03:19	はい、規制庁岡本です。そのような趣旨で申し上げました。
2:03:27	では、ヒアリングについては、以上かと思いますが、何か事業者から申し述べるものがあればお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:42	あと今後の進め方といいますか、2月上旬の審査会合あれなんですけれども、結構パワーポイントの資料とかですね追加で作らないといけないものもたくさんあるんですけれども、
2:03:58	どこかで確認いただいたりとかヒアリングもさせていただかないといけないのかなあと思って、
2:04:05	たんですけれども、規制庁岡元です同じ認識でして、ただ、進め方については、
2:04:15	ヒアリングの
2:04:17	事務的な進め方についてはヒアリングの外だと思いますので、中身の話としてのヒアリングは一旦終了します。その中で、申し述べ忘れていたことがありますか。
2:04:30	いう趣旨で確認しています。
2:04:36	はいこちらから、特に確認しないといけないと思うものは、今のところございません。
2:04:53	規制庁岡本です。では、ヒアリングを終了させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。